

D 1 - 3
3 年 保 存 (常)
(令和10年12月31日まで)
F N . D 1 - 6 - 0
鹿 交 企 第 3 0 2 3 号
鹿 交 指 第 4 3 号
令 和 7 年 4 月 3 0 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長
担当 交通総合対策室 TEL ■■■■■

公道カートへの交通指導取締り等について（通達）
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及びこれに基づく命令の規定により、一般原動機付自転車に区分される公道カートについては、都市部を中心に複数の事業者がレンタル事業を行っている実態がみられ、近時、レンタルに係る公道カートに関連する交通違反・事故が発生しているほか、レンタル事業者による利用者の運転免許の確認が不十分であった事例が把握されているなど、公道カートの交通安全対策を更に強化する必要がある。

そこで、各警察署にあっては、管轄区域内の公道カートのレンタル事業者の実態把握を強化するとともに、当該レンタル事業者に対する指導及び公道カートによる交通違反に対する指導取締りの強化を図られたい。

なお、本通達は令和7年4月30日から施行する。

記

1 公道カートについて

本通達における公道カートは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）上のミニカーのうち、公道を走行するカート様のものをいう。

なお、ミニカーとは、法上の普通自動車で、総排気量が0.020リットルを超え0.050リットル以下又は定格出力が0.25キロワットを超え0.60キロワット以下の原動機を有するものをいう。

公道カートを運転しようとする者は、普通自動車を運転することができる都道府県公安委員会の運転免許を受け、又は普通自動車を運転することができる法第107条の2に規定する国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持する必要がある。

また、運転中における携帯電話等の通話のための使用やスマートフォン等に表示された画像の注視、駐車が禁止されている場所への車両の駐車等については、他の普通自動車と同様に、法上禁止されている。

2 公道カートに係る指導取締り等について

(1) 事業者に対する指導

管轄区域内のレンタル事業者の把握を強化し、把握した事業者については、

- 事業所の営業実態（事業者名、所在地、責任者、従業員数、営業時間、利用台数、連絡先等）

- 利用者への安全指導状況（運転免許証の確認方法、交通ルールの周知方法等）
 - 事業所が把握している、当該事業所がレンタルした公道カートに係る交通違反及び交通事故の概要
 - その他安全対策上参考となる事項
- の確認を行い、レンタル事業の実施状況等の把握に努めること。その際、事業者に対し、
- 貸出時の利用者の運転免許証等の確認の徹底
 - 次のような行為が禁止されていること等、公道カートの運転に関し特に留意が必要な交通ルールの利用者に対する周知
 - ・ 信号待ちの際、道路上において車両から降車し、記念撮影等をする行為
 - ・ 運転中にスマートフォン等を手に持ち、撮影や操作等をするために表示された画像を注視する行為
 - ・ 駐車が禁止されている場所に車両を駐車する行為
 - ・ 蛇行走行やドリフト走行等の悪質・危険な運転行為
 - ・ 追従走行して信号無視をする行為
 - レンタルした公道カートに係る交通違反及び交通事故発生状況の把握等の交通安全対策の徹底を指導すること。
- また、事業所ごとに当該事業所がレンタルした公道カートに係る交通違反及び交通事故件数を把握・分析し、当該分析を踏まえて事業者に対する指導を行うこと。

(2) 交通指導取締り

公道カートの運転者による交通違反に対しては、交通事故の発生の抑止に資する交通指導取締りを実施し、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合しない車両（以下「不適合車両」という。）の運転を確認した場合や、公道を走行するカートの運転者を法第64条第1項違反（無免許運転）等で検挙した場合には、運転者のみならず、当該車両を貸し渡した事業者についても、法第62条（整備不良（運転させた者））や法第64条第2項（無免許車両提供）の規定の適用を視野に捜査を進め、車両の使用者や提供者としての責任を追及すること。

(3) 運輸支局から情報提供がなされた場合の対応

運輸支局長は、不適合車両の運行が確認された場合には、運転者、レンタル事業者その他の関係者に対する指導を行い、その後も不適合車両の運行が継続されていることが確認されたときには、交通指導課に情報提供し、法第63条（車両の検査等）の規定による街頭取締りの実施について協議することとされている。

運輸支局から、当該情報提供がなされた場合には、運輸支局と合同で街頭取締りを実施するなど、適切な措置を講ずること。

3 公道カートに係る実態の報告について

各警察署において、管轄区域内のレンタル事業者の実態把握を行い、その状況について、別記第1号様式により交通企画課に報告するとともに、内容に変更がある都度報告を行うこと。

また、管轄区域内のレンタル事業者に対し2(1)の指導を実施した場合には、別記第2号様式をとりまとめ、指導状況を記録し、交通企画課に都度報告すること。

別記第 1 号様式

公道カートレンタル事業者等に対する実態把握報告書

報告

警察署：

担当係：

階級・氏名：

年 月 日時点

No.	事業者名	店舗名	所在地	連絡先	責任者	従業員数	営業日時	利用台数	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

公道カートレンタル事業者等に対する実態把握報告書

実 施 日	令和 年 月 日 ()							
事 業 所 の 営 業 実 態	事業者名				店 舗 名			
	所 在 地				連 絡 先			
	責 任 者				従業員数	人		
	営業時間	: ~ :			利用台数	台		
	そ の 他	(例：対応者名、休業日等)						
利用者への 安 全 指 導 状 況	☐ 運転免許証等を事前確認している (☐ 予約時、 ☐ 来所時) ☐ 運転免許証を複写している (☐ していない (目視で確認)) ☐ 身分証 (パスポートなど) を事前確認している ☐ 利用者に対する安全 (交通ルール) 指導をしている ☐ 動画、 ☐ 口頭、 ☐ 冊子、 ☐ アプリ、 ☐ 誓約書、 ☐ その他 () ☐ 利用者に対する運転方法を指導している ☐ 動画、 ☐ 口頭、 ☐ 冊子、 ☐ アプリ、 ☐ 誓約書、 ☐ その他 () ☐ 交通事故や取締りを受けた状況を把握している (報告させている) ☐ その他指導 ()							
安全なカート 利用に向けた交通安全 指 導 等 の 実 施	<利用者が下記の行為を行うことがないよう指導> ☐ 信号待ちの際、道路上において車両から降車し、記念撮影等をする行為 ☐ 運転中にスマートフォン等を手に持ち、撮影や操作等をするために画像を注視する行為 ☐ 駐車が禁止されている場所に車両を駐車する行為 ☐ 蛇行走行やドリフト走行等の悪質・危険な運転行為 ☐ 追従走行して信号無視をする行為 ☐ その他 () <公道カートを安全に利用できるよう下記事項について配慮するよう依頼> ☐ 信号待ちの際、従業員が道路上において車両から降車し、記念撮影等をしていないよう指導 ☐ 運転免許証等の確実な確認 ☐ 利用者に対しスマートフォン等の電源をオフにするなど運転中に使用できない措置への協力要請 ☐ 利用者の乗降車時や、駐車を予定している場所での路外駐車場の確保 ☐ 利用者に対するシートベルトの確実な着用 ☐ 大型車からの視認性が悪いことなど車体形状の特性を踏まえた安全走行確保 ☐ その他 ()							
交通違反・ 事故の発生 状況 (把握 している場 合)	交通違反 令和●年●件、令和●年●件、令和●年●件 交通事故 令和●年●件、令和●年●件、令和●年●件							
その他安全 対策上参考 となる事項								
報 告 者	係		階級		氏名		警電	

※ 枠は適宜変更し、写真や地図、パンフレット等の参考資料がある場合は、適宜別紙を作成し報告すること。